



東京税理士会日本橋支部会報

第160号

令和2年8月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL<http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 坂下 眞一郎

編集人 広報部長 増田 和弘

印刷 (株) 税 経



ハンターマウンテン塩原 ゆりパーク

税界放談

ふと読んだ本が今を予言していると話題であるという。二〇一七年に出版された『火定(かじょう)』(著者 澤田 瞳子)という本で、天平時代に流行った天然痘が題材となっている。遣新羅使が帰国し新羅で流行っていた天然痘が日本でパンデミックを起こすのである。

その時代、税金が免除になり、お米の配給をしたというのである。ワクチンができたのは、その後一〇〇〇年以上も後ではあるが、天平のパンデミックも何時しか収まった。一三〇〇年以上前のことである。

物語とはいえ興味深い下りがある。『それにしてもあの折、羽栗が隠し事をしなければ、もっと早く裳瘡に手を打てたのに』―羽栗という遣新羅使が仲間の病気を長旅の疲れと言って伝染病であることを隠したことを言っているのである。

我々の業界も、ITが進んでいる今でも、情報の共有化がなされているか否かは不明である。情報を持つ者が出さなければ判らないままであるからである。しかし、今後理事会の膨大な資料を支部HPにアップしていくことが提案された。フラットに情報の提供をしていく努力を今まで以上に続けていきたい。

(M・T)

東京税理士会 日本橋支部 令和元年度定期総会開催される



於 ロイヤルパークホテル 令和2年6月22日

日本橋支部定期総会が令和2年6月22日（月）、午後3時30分からロイヤルパークホテル有明の間で開催された。

定期総会開催に先立ち、元年度中に他界された支部会員のご冥福を祈り黙とうを捧げた。

結城昌史総務部長の司会により、令和元年度東京税理士会日本橋支部定期総会が開会された。

司会者より、支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員総数の2分の1以上の出席者が必要となるが、去る6月8日の①招集通知発送日現在の税理士会員数は996名であり、その過半数は499名である。②総会開会時点での税理士会員の出席者数28名、委任状による出席者数577名で合計605名である。したがって定期総会は有効に成立する旨の説明があった。

議事に先立ち、竹田修副支部長より、東京税理士会日本橋支部の令和元年度定期総会を開催する旨の挨拶があった。

そして、坂下眞一郎支部長より、総会開会の挨拶及び元年度の会務報告並びに会務運営への協力

に対しお礼の言葉が述べられた。

次いで、支部規則第23条に基づき議長に若狭茂雄会員が指名された後、支部規則第26条に基づき議事録署名人として三上秀則会員、引地栄二会員が指名され議案の審議に入った。

第1号議案 令和元年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び第2号議案は相互に関連するため一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。

各部長及び各委員長から別紙議案書に基づき、令和元年度の事業活動状況が報告された。

- 1 総務部事業報告（結城昌史総務部長）
- 2 研修部事業報告（渡辺英樹研修部長）
- 3 広報部事業報告（増田和弘広報部長）
- 4 厚生部事業報告（湯本康弘厚生部長）
- 5 組織部事業報告（野本徳治組織部長）
- 6 綱紀監察部事業報告（山下孝一綱紀監察部員）
- 7 税務支援対策部事業報告（澤城教典税務支援対策部長）
- 8 法対策委員会事業報告（小山栄一法対策委員長）

目

令和元年度定期総会……………	2
支部長挨拶 坂下眞一郎……………	4
日本橋税務署長着任挨拶……………	5
東京都中央都税事務所長着任挨拶……………	6
日本橋税務署新旧幹部職員名簿……………	7

次

日本橋風土記……………	8
各部だより……………	10
支部会員異動のお知らせ……………	12
独り言……………	13

9 情報システム委員会事業報告（湯本康弘情報システム委員長）

10 租税教育推進委員会事業報告（小原正寛租税教育推進委員長）

第2号議案 令和元年度決算報告承認の件及び監事監査報告

岩川由美子経理部長より別紙議案書の令和元年度決算報告書に基づき、「収支計算書」、「正味財産増減計算書」及び「貸借対照表」並びに「財産目録」、「注記事項」について詳細な報告がなされた。

次いで吉田邦彦監事より、5月20日に味水律夫監事とともに実施した業務の執行及び会計監査について監査報告書に基づき説明があり、監査の結果、業務の執行は法令及び支部規則等に準拠し、且つ幹事会の決議に従い誠実に行われており、また会計は支部経理規程及び支部経理取扱要領に準拠して正確に処理されていることを認めたとの監査報告がなされた。

〈質疑応答〉 なし。

第1号議案について議場に諮ったところ挙手（賛成）多数にて原案どおり承認可決された。

続いて、第2号議案について議場に諮ったところ挙手（賛成）多数にて原案どおり承認可決された。

第3号議案 令和2年度事業計画承認の件

議長から、第3号議案及び第4号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

令和元年度事業計画について、議長の指示により各部長及び各委員長から別紙議案書に基づき、1年間の事業計画について、詳細な説明が行われた。

- 1 総務部事業計画（結城昌史総務部長）
- 2 研修部事業計画（渡辺英樹研修部長）
- 3 広報部事業計画（増田和弘広報部長）
- 4 厚生部事業計画（湯本康弘厚生部長）
- 5 組織部事業計画（野本徳治組織部長）
- 6 綱紀監察部事業計画（山下孝一綱紀監察部長）
- 7 税務支援対策部事業計画（澤城教典税務支援対策部長）
- 8 法対策委員会事業計画（小山栄一法対策委員長）
- 9 情報システム委員会事業計画（湯本康弘情報システム委員長）
- 10 租税教育推進委員会事業計画（小原正寛租税

教育推進委員長）

第4号議案 令和2年度予算承認の件

岩川由美子経理部長より議案書に基づき、『令和2年度収支予算書』の「一般会計」について詳細な説明が行われた。

〈質疑応答〉

浅見達夫顧問他：総務部所管の女性部についての説明を求める意見が上がった。

坂下眞一郎支部長：日本橋支部には、16%の女性会員が登録されており、今後の支部運営への参画を促すなどの考えがあることから、女性部会を立ち上げ、活動を活性化させたいとの説明があった。

第3号議案について議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数により原案どおり承認可決された。

続いて第4号議案について議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数により原案どおり承認可決された。

結城昌史総務部長から、令和元年度会員表彰受賞者の披露があった。

- ・表彰規程第2条第1項第3号該当者（税理士業務に25年以上従事し、65歳以上の会員）15名
- ・表彰規程第2条第1項第4号該当者（役員暦10年以上、満60歳以上の会員）2名
- ・日税連表彰規程第3条第1項第5号（税理士業務に30年以上従事し、65歳以上の会員）6名。

次いで、結城昌史総務部長から、以下の長寿祝金受贈者の披露が行われた。

- ・支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者（該当者5名）
- ・支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年以下の者（該当者4名）
- ・支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満10年以下の者（該当者なし）
- ・支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満5年以下の者（該当者1名）。

その後、西村新東京税理士会会長から丁重なる祝辞を頂いので、結城昌史総務部長が代読した。

定期総会の全議事を終了し、結城昌史総務部長が閉会を宣言した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



大変な最後の一年

支部長 ^{さか} ^{した} ^{しん} ^{いち} ^{ろう} 坂下 眞一郎

新型コロナウイルスの流行によって、わが国では4月初めに緊急事態宣言が発令されました。これによって、私たちは今まで経験したことがない多くのことを体験することになりました。人々の生活に欠かせない移動が制限されるとともに、われわれ税理士も所得税確定申告期限と法人の申告期限がそれぞれ延長され、更に1年間の納税猶予等が実施されました。

個人住民税の課税にも、所得税申告期限の延長の影響が出ています。区役所では区で現在分かる所得だけで課税し、6月末の第1回目の納付期限に間に合うように納税通知書を送り、税務署から区役所に全部のデータが届き次第、第2期目の納付から3回に分けて課税処理をするそうです。まだまだこれから、予想もしないことが起きることを覚悟したほうが宜しいでしょう。

幸いにも5月中に緊急事態宣言が解除になりましたので、6月22日に日本橋支部の定期総会を縮小して開催できましたが、懇親会は感染予防のため中止となりました。お集まり頂きました会員の皆様に改めてお詫びと御礼を申し上げます。

昨年は日本橋支部が当番支部で準備段階から大変苦労した第一ブロック協議会も残念ながら今年はコロナ禍で中止になりました。感染拡大が昨年でしたら、日本橋支部主催ではできなかったでしょう。

さて、日本橋支部会員数は平成最後の昨年4月末で、個人会員だけで初めて1,000人の大台に乗りました。先月5月末で個人会員が1,017人、法人会員が107。合わせて1,124の会員から支部会費を頂くことになります。支部では予算の多くを、年36時間研修会開催のために費やしております。一人でも多くの会員の方が年36時間をクリア出来るように研修会を最低でも月1回行っています。日中の研修会に出られない方の為に夜間のDVD研修会も、研修部の渡辺研修部長、研修部の方々のご苦労により実現いたしております。その結果、令和1年度の日本橋支部の研修達成率は、東京税理士会の36時間平均達成率60.21%を大きく上回る65.67%（ちなみに昨年は64.57%）となりました。現在、新型コロナウイルス第2波も心配され、思

うような研修会が出来ませんが、令和2年度の達成率も、令和1年度を超えるように工夫していきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

日本橋支部の活動につきましては、昨年は初めての税理士法人との協議会を開催して、7税理士法人に参加頂きました。しかしながら、今年は新たに設立した女性部会において日本橋税務署堀江署長に講演をお願いしていたのですが、残念ながら中止になりました。今後も税理士法人との会合、女性部会との活動を継続したいと思います。

今後の支部行事開催に際しては、研修会、常会、定例連絡会協議会など毎回ご参集いただきましたが、会場によっては密にならないように250名定員のところ49名迄でお願いしますという会場もあり、今後も同様の形式が可能かどうか模索を続けています。

6月、7月の東京税理士会合同の理事会、支部長会はZoomを取り入れて開催され、約200名が参加しました。

日本橋支部でもZoomを取り入れて今年度は基本的に、会場型の研修は行わない方針とします。7月の支部幹事会もZoom開催となりました。支部幹事会ではZoomによる講師の研修会を開催する方法も検討しています。会員がZoom等を使えない場合に、18時間までは自身で勉強して申請できる制度があります。しかし、それでは残りはどうしたらよいでしょうか、研修会数を多めにして広い場所で参加しやすくしてほしいなどの要望もあります。

8月からは「雑談室」をZoomでの再開も予定しており、研修部でテストを予定しています。「雑談室」は日本橋支部独自の集まりで、なんでも相談でき、研修時間2単位が付与されます。

コロナ禍収束はまだ見えませんが、今後は集会や研修会の在り方も変化するでしょう。ネット研修が定着すると、従来の会場費予算が残る可能性があり、会員の皆様に有意義な還元ができるように執行部で考えていきたいと思います。

就任4年目は多難の年です。皆様のご理解とご協力を、改めてお願いいたします。



着任のご挨拶

日本橋税務署長 ^{なが い しん じ} 長井伸仁

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました長井でございます。

日本経済の中核であり、古今の魅力が溢れる日本橋の地において、署長として税務行政に携わることとなり、大変身の引き締まる思いを致しております。堀江前署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

坂下支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

東京税理士会日本橋支部においては、税を考える週間や確定申告期等における無料申告相談のほか、小中学生を対象とした租税教室への講師派遣、e-Taxの利用拡大、書面添付制度の普及など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、国税庁は、申告・納付等の期限の延長や納税の猶予制度などの納税緩和措置等により、納税者等の状況に則した柔軟な対応を行っているところですが、これらの取り組みについてもその制度や趣旨を理解いただきご協力いただいているところです。

このような時期に、大きな混乱もなく事務処理を行うことができるのも、ひとえに、東京税理士会日本橋支部会員皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

さて、改めて、最近の税務行政を取り巻く環境を見てみますと、経済活動の一層のグローバル化や社会全体のICT化の加速度的進展により、目まぐるしく変化してきております。

私どもとしては、社会経済の変化に的確に対応しつつ、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、

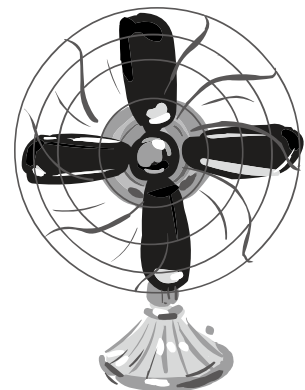
「納税者サービスの充実」と「適正公平な課税・徴収に努める」とともに、様々な課題に的確に対応した税務行政を行っていく必要があると考えております。

特に、納税者サービスの充実に向けた施策として、e-Taxの普及につきましては、納税者等の利便性向上と税務行政の効率化を推進していくうえで不可欠であるとともに、現下の新型コロナウイルス感染症に対する対応として、税務署に出向くことなく、スマホやパソコンを利用して申告や申請等の各種手続きを行うことができるなど、ICTを活用した申告・納税手続の普及に向け積極的な周知・広報に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した、申告・納付等の期限の延長や納税の猶予制度などについても引き続き周知・広報を実施してまいります。

東京税理士会日本橋支部の皆様におかれましても、これらの取り組みや制度についての広報・周知などにお力添えいただけますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





着任のご挨拶

東京都中央都税事務所長 ^み三 ^{うら}浦 ^{ひとし}仁

東京税理士会日本橋支部会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で、中央都税事務所長に着任いたしました三浦でございます。今般の新型コロナウイルス感染症対策等の関係から、ご挨拶が大変遅れましたことを心よりお詫び申し上げます。

さて、東京税理士会日本橋支部の役員・会員の皆様におかれましては、都の税務行政並びに法人事業税や事業所税の適正な申告など、都税事務所の運営に多大なお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

また、地域における「税の専門家」のお立場から、税務支援活動として無料税務相談や各種説明会などの実施、さらには、次世代育成のための「租税教室」の開催など、社会貢献活動に精力的に取り組み、地域社会における税の理解促進に大いに貢献されております。こうした会員の皆様の真摯なご尽力に心から敬意を表します。

さて、東京都では、来夏に延期された東京オリンピック・パラリンピック2020競技大会の開催に向けて万全な体制で臨むとともに、少子高齢・人口減少社会への対応や、防災力向上と都市基盤の整備、さらに、東京の産業経済の活性化等に資する施策を、全力で推し進めてまいります。

そして、これらの施策を実現するために不可欠な都税収入の確保を担う当所といたしましても、分かりやすい広報資料の作成や、地域の皆様に対する説明会の開催など、納税者への十分な説明責任に留意しつつ、適正・公平な賦課徴収を心がけ、着実な税収確保に努めてまいります。

また、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、日頃より、電子申告をご利用いただき誠にありがとうございます。令和2年4月1日以降に開始する事業年度から適用となる大法人の電子申告が義務化されたことを踏まえ、都として、今後とも普及拡大に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

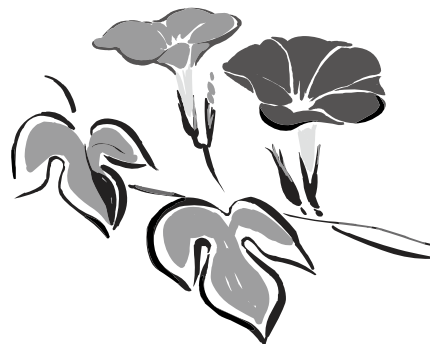
ます。

ところで、国は地方間の税収格差に伴う偏在是正を名目に、数次にわたり不合理な税制改正を繰り返した結果、都における「偏在是正措置」に伴う地方法人課税の影響額は、令和2年度で約8千3百億円余、平年度ベースで約9千6百億円余の減収となっています。

このため都では、「東京都税制調査会」等における議論を踏まえながら、都民の方に実情を訴えつつ、徹底して国に是正措置の廃止を申し入れてまいります。そのため、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましても、本来、都民のために使われるべき税収が、他の地方に配分されている現状を、都と共有してご認識いただければと存じます。

いずれにせよ、都財政の根幹をなす都税収入の確保とともに租税への理解を進めるには、都のみならず、東京税理士会日本橋支部をはじめ関連団体の皆様のお力添えがあって、初めて実現できるものです。東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、都の税務行政に対する一層のご理解とご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご多幸、ご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



日本橋署新旧幹部職員名簿

令和2年7月10日現在

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署 長	長井 伸仁	局課一・訟務官室・室長	堀江 知洋	退職
副署長（法内）	井手上秀文	日本橋・副署長（徴法調）	諸藤 則昭	局調一・特別調査官（C 1）
副署長（徴法調）	山口 尚子	税大和光・専門教育・教授	井手上秀文	日本橋・副署長（法内）
副 署 長（総）	川口 篤彦	芝・管運・指定特徴官	南 信男	立川署・副署長（個）
指法特官（総括）	福澤 正隆	緑・徴収・指定特徴官	内田 豊子	退職
指 法 特 官	武石 進	京橋・法人・指定特調官	小林 善彦	局総・情報処理6・情報処理官
指 法 特 官			東本 淳	局調一・特調官（E 5）
指 源 特 官	根津 則克	（留任）		
総 務 課 長	平島 慎吾	局課一・課税総括課・総括主査	黒田 壮	麹町・特調官（法人）
管 運 1 統 括	中村 茂	柏・管運1・統括官	井村 和雄	千葉東・特徴官（管運）
管 運 連 調	福島理英子	本郷・総務・課長補佐	岩本 祥英	渋谷・管運6・統括官
管 運 2 統 括	佐藤 庸子	（留任）		
管 運 3 統 括	局 圭子	渋谷・管運6・統括官	柳下恵美子	立川・納専官（局徴納税管理官に併任）
管 運 4 統 括	田沼 秀樹	（留任）		
徴 収 統 括	福井 和行	柏・徴収2・統括官	藍葉 慎治	柏・徴収1・統括官
個 1 統 括	鈴木 敏子	四谷・個人4・統括官	石橋 康昭	青梅・個人1・統括官
個 2 統 括			結城 泰治	王子・個人2・統括官
個 2 料 統 括	齊藤 啓児	東村山・個人3・統括官	佐藤 元昭	中野・個人3・統括官
資 産 統 括	谷川 孝	（留任）		
法 人 特 官	天沼 晃	局総務・税務相談室・相談官	杉本 正勝	退職
法 人 特 官	宗形 吉光	局調二・調査10・総括主査	塩沢 昭英	京橋・特調官（法人）
法 人 特 官	井上 雅雄	成田署・特調官（法人）	庵上 昌弘	局調一・特調官付総括主査
法 人 特 官	大川 忠夫	本所・法人1・統括官	高橋 誠	渋谷・特調官（法人）
法 人 特 官	堀内 清治	豊島・法人1・統括官		
法 人 特 官	松島 一重	（留任）		
法 人 特 官	内山 晴清	芝署・特調官（法人）		
特 官 連 調 官	青山恵美子	（留任）		
源 泉 特 官	高盛 弘美	（留任）		
法 1 統 括	青木 崇匡	（留任）		
法 連 調 官	菅ノ又 密	玉川・法人1・総括上席	太田和秀幸	芝署・法人・連調官
法 2 統 括	早瀬 陽子	松戸・法人1・上席	工藤 義弘	四谷・法人2・統括官
法 3 統 括	村山奈緒美	品川・法人3・統括官	畦本 栄二	鰺沢・法人・統括官
法 4 統 括	西 喜郎	局課二・料調二・主査	中戸 秀樹	新宿・法人5・統括官
法 5 統 括	新井 啓介	（留任）		
法 6 統 括	大下 豪	局総・総務1・係長	新尾 陽一	東金・法人2・統括官
法 7 統 括	遠藤 敏	（留任）		
法 8 統 括	根本 謙二	庁・査察課・チーフ	菊池 浩章	江戸川南・法人3・統括官
法 9 統 括	盛元 眞也	（留任）		
法 10 統 括	本多 浩行	局調二・調査総括課・主査	日高 周一	局調四・統括官付・主査
国 専 官 法	尾崎 光俊	局調一・特別調査官付・主査	水野 公幹	神田署・国際官（法人）
国 専 官 源	鈴木 礼美	神田署・国際官（源泉）	渡辺 貴志	麻布署・国際官（源泉）
審 専 官 法	泉水 健	四谷署・審専官（法人）	吉川日出夫	千葉東署・審専官（法人）
審 専 官 源	白戸 秀周	（留任）		
課 長 補 佐	山本 教子	（留任）		
総 務 係 長	菊池 航	神田・法人8・調査官	榎崎 元	局課一・課総・実査官
会 計 係 長	朝日 亮太	（留任）		

連載

日本橋風土記(日本橋大伝馬町・日本橋小伝馬町)

第5回

広報部 H・M

大伝馬町・小伝馬町は、かつて江戸城の宝田村(現在の千代田区皇居の呉服橋の辺り)にありましたが、城郭の拡張でこの地に移って、大伝馬町の名主馬込勘解由(まごめかげゆ)と小伝馬町の名主宮辺又四朗が伝馬(馬の背に荷物を積んで、宿から宿に送る制度)が役目を務めていたため、この名が付いたものです。伝馬役と呼ばれる領主(幕府・藩)のための伝馬及びそれに関連する夫役を負担していた役目で、城下町にはほとんど町が置かれ、今日でも「伝馬町」と称される地名が日本各地に残されています。

しかし、江戸時代中期以降は、伝馬の役目そのものよりも、大伝馬町は木綿問屋をはじめ薬種・書籍問屋が集中し、小伝馬町には家具屋が多く、本町辺りの商人が娘の嫁入り道具をあつらえるところだったと言われるほどの賑わいを見せていました。

【日本橋大伝馬町】

日本橋大伝馬町は、江戸最古の町の一つであり、最大のメイン通りの日光・奥州街道で賑わいを見せた町で、神田祭などの筆頭氏子町会として山車を引いたことで知られます。

江戸最大の繊維問屋街として名をはせるようになり、往時「木綿店」と称された一角には、木綿問屋が74軒あり、その中でも6割以上が伊勢国(現在の三重県)の店が占め、かつ松阪出身の店が多くあり、多数が戦後まで軒を並べていました。名所としては、耕書堂(こうしょどう)が有名で、1773(安永2)年、蔦谷重三郎が吉原大門の前に書店を開き、初めは黄拍子・洒落本や吉原細見(店ごとに遊女の名を記した案内書)の販売、出版業に関わって、山に蔦の印の箱看板を出していて、蔦重(つたじゅう)と呼ばれていました。1783(天明3)年に日本橋大伝馬町に移転し、山東京伝、曲亭馬琴、十返舎一九などの作家や絵師を抱え、葛飾北斎、喜多川歌麿や東洲斎写楽を見出した江

戸一流の版元として多くの実績を残しました。十返舎一九の「東海道中膝栗毛」を出版した版元の一つに同じく通油町(とおりのあぶらちょう)の村田屋治郎兵衛をあげることができます。

その他に江戸暦や千代紙を売った仙鶴堂鶴屋喜右衛門、群玉堂松本善兵衛、松茂堂浜松屋幸助などの刷物屋(すりもの)が有名で、和紙は軽く丈夫なうえ、かさばることもないので、江戸土産にはもってこいでした。

明治年間に入って、1882(明治15)年には日本橋室町から本町通りを通り、大伝馬町を抜ける通りが主要道路で、この道に日本橋からの鉄道馬車が開通しましたが、1904(明治37)年に電気鉄道(後の市電・都電)が開通し鉄道馬車が廃止されると大伝馬町のとおりから小伝馬町側に繁栄は移っていきました。

その後、1920(大正9)年の絹の暴落で痛手を受けていた当時の木綿問屋は、大正12年の関東大震災で更なる打撃を受け、その後、復興したものの1945(昭和20)年の3月10日未明の東京大空襲で再び全焼し、木綿問屋の永い歴史に終止符を打つことになりました。

【日本橋小伝馬町】

日本橋小伝馬町は、東西を横断する国道6号(江戸通り)を跨いだ市街地であり、オフィスと衣料品や服飾雑貨を中心に少数ながら小間物屋が入り込む街並みで、かつては小伝馬町の牢獄があったところとして知られています。日本橋小伝馬町と言えば「伝馬町牢屋敷跡」が有名で、牢屋敷は1677(延宝5)年、常盤橋門外からこの地に牢屋敷が移され、1875(明治8)年に市ヶ谷監獄が出来るまでの約200年間続きました。

牢屋敷は、町奉行支配下の石出帯刀(いしでたてわき)が世襲で努め、当時の日本で最大規模の牢獄で、総面積は2618坪(8639㎡)、周囲を土手と堀で囲まれた敷地内には、揚座敷(500石以下

の旗本を収用)、揚屋(士分とそれに準じた神官、僧侶用)、大牢(町人、浪人など)、百姓牢、女牢及び二間牢(無宿人)があり、現在の刑務所(懲罰牢)とは異なり、未決囚や有罪判決を受けた者を刑の執行まで拘禁する施設で、例外的に過怠牢(有期禁錮)の者を収用したとされています。

その中で最も有名なのが吉田松陰(よしだしょういん)で、1830(天保12)年、長門国(山口県)萩城下の軍学師範の家に生まれ、江戸に出て佐久間象山に影響を受け、安政4年に松下村塾を開き、高杉晋作、久坂玄瑞、木戸孝允、伊藤博文、山県有朋ら明治維新の際に活躍した多くの人材を育てたとされています。老中暗殺を企てたとの罪で、時の大老井伊直弼(いいなおすけ)が行った安政の大獄で伝馬町の牢に送られ、1859(安政6)年、牢内の刑場にて29歳の若さで処刑されました。

吉田松陰を題材とした小説としては、司馬遼太郎「世に棲む日日」、山岡荘八「吉田松陰」、童門冬二「小説吉田松陰」などがあり、映画としては2010年に石原興監督「獄に咲く花」、テレビドラマではNHK大河ドラマ「花神」、「龍馬伝」、「八重の桜」、「花燃ゆ」など、明治維新を題材にした作品には必ず出てくる人物です。

現在、牢屋敷跡は十思公園となり、その跡地には吉田松陰終焉の地として、昭和14年に碑(写真)が建立されています。また、同公園内には、銅鐘石町時の鐘(こくちょうときのかね)がありますが、

鐘だけが昭和5年に移転してきたもので、元々は本石町3丁目(現、日本橋室町4丁目)にあったものです。

また、伝馬町牢屋敷が廃止になった後、その跡地は不浄の地として長い間空き地になっていましたが、明治政府は市街地に寺院を造らない方針を覆し、例外的に明治15年10月、大安楽寺(だいはんらくじ)を創建しました。

ときを同じくして、山梨県身延山久遠寺主の新井日薩が創建したのが身延別院(みのぶべついん)で、本殿左手には「開運油掛け大黒天像」が祀られ、全身油で黒光りしています。

日本橋大伝馬町が、「丁目」の設定のない単独町名であるのに対し、日本橋小伝馬町は「丁番」を持たない単独町名となっています。

【追伸＝日本橋小舟町】

前回、日本橋小舟町を取り上げましたところ、浅草の大提灯の話題がなかったとのご指摘を受けましたので改めてご紹介します。

浅草の大提灯は、雷門にある「雷門(松下幸之助寄進)」の他に「志ん橋(新橋の料亭・芸者組合寄進)」、「二天門(江戸の大火や戦争の被災を免れた唯一の現存する提灯)」と、日本橋小舟町の方々から奉納された「小舟町(こぶなちょう)」の4つの大提灯がありますので、是非、浅草見物の際にはご確認をお願いします。



吉田松陰終焉の地の碑 辞世の句が彫られている

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和2年4月支部幹事会

コロナ感染症防止の観点から中止しました。

◎支部幹事会報告

令和2年5月14日(木)

審議事項

1. 令和元年度定期総会議案書の件
2. 支部規則一部改正について
 - ①育児・介護休業等に関する規定の一部改正について
 - ②災害対策積立資産取扱規程の一部改正について

◎支部幹事会報告

令和2年6月4日(木)

審議事項

1. 令和2年度定期総会日時(令和3年6月)の件
2. 事務局夏期休暇日程に関する件
3. 同好会活動の件

(総務部長 結城昌史)

〔研修部〕

研修部は現在、新型コロナウイルスの影響で会場を使用した研修会及び雑談室を休止しております。36時間の研修時間を達成するためには、東京税理士会や日税連のマルチメディア研修を利用してください。なお、今後Zoomを利用した雑談室の開催も検討しております。

(研修部長 渡辺英樹)

〔厚生部〕

新型コロナウイルス感染対策のため、全同好会3月より練習等活動を自粛していましたが、6月下旬より野球部、テニス部、アウトドア部の屋外で活動する同好会については練習等を解禁しました。またゴルフ部もTNG会については9月から再開の予定としております。

但し、懇親会等の密になる行事は原則禁止とし、

感染に十分に注意した行動をお願いしております。

更に今後感染状況が悪化し、公的に緊急事態宣言やアラートが再発令された場合は速やかに再び活動停止も考慮することとなります。

一方、囲碁部、歌舞音曲部の屋内で行う同好会については、特に密になる活動内容ですので、一定の対策が講じられるまでは活動を当面休止しております。

(厚生部長 湯本康弘)

〈野球部〉

野球部は、屋外の同好会活動解禁により練習を再開いたしました。東京税理士会の秋の野球大会は残念ながら中止となりましたが、次回の大会の優勝を目指していきます。

(野球部 青柳 聡)

〈囲碁部〉

屋内の同好会については、密になるなど感染防止対策が十分とれない可能性があるため、囲碁部の活動再開についてはもう少し様子を見ることとなりました。

(囲碁部 花山三郎)

〈歌舞音曲部〉

屋内の同好会については、密になるなど感染防止対策が十分とれない可能性があるため、カラオケ部の活動再開についてはもう少し様子を見ることとなりました。

なお、毎年秋に行っております「カラオケ発表会」につきましては、会場の感染防止対策や世の中の状況を見ながら開催の可否を検討していきます。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

7月14日 練習会(高輪テニスセンター) 6名
久しぶりの練習で、最初は上手く打てなかったのですが、徐々に慣れてきて、最後は試合形式で締めくくりました。コロナウイルスの影響が続きますが、ソーシャルディスタンスを保って、楽しく練習したいと思います。次回練習会は、8月18日(火)18時より、場所は同じく高輪テニスセンターで開催予定です。皆様の参加をお待ちしております。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

新型コロナウイルスによる活動自粛が6月末に解除されて、7月16日（木）の皇居ランニング練習会より活動を再開しました。

7月16日の練習会は参加人数5名。久しぶりの練習会だったため全員1週のためのランでした。

7月25日（土）は、東京都はGo Toトラベルから除外されたため、都内のランニング企画「レインボーブリッジラン」を行いました。参加人数は5名。日比谷を出発点にして、浜離宮、豊洲市場、お台場海浜公園、そしてメインのレインボーブリッジ、芝浦、増上寺、東京タワー、日比谷公園を巡って、ゴールの日比谷のランニングステーションへ。約16kmを2時間30分ほど掛けて、景色を楽しみながらゆっくりとランニングしました。都内のランニング巡りは、これからも実施していきたいと思います。

今後は状況次第ですが秋以降、マラソン大会、駅伝大会、登山やハイキングなどを計画する予定ですので、興味がある方はぜひご参加ください。

・今後の予定

毎月第三木曜日の皇居ランニング練習会

秋以降のマラソン大会、駅伝大会出場

ハイキング、登山の計画

（アウトドア部 増田和弘）

〔組織部〕

「育児・介護休業等に関する規程の一部改正」及び「災害対策積立資産取扱規程の一部改正」案を5月開催の幹事会に諮り承認をいただきました。

（組織部長 野本徳治）

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、多くの相談が中止となりました。

多くの先生方にご予定をいただきましたが、中止となりご迷惑をお掛けしました。

また、コロナ禍の中ご協力を頂きました先生方には、誠にありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
4月8日（水）	法人会事務局	小用 丈晴
中止		
4月22日（水）	〃	小山 栄一
中止		
5月20日（水）	〃	若狭 茂雄
中止		
6月10日（水）	〃	山口 佳彦
電話対応		
6月24日（水）	〃	秋庭 守
電話対応		
7月8日（水）	〃	栗原 真平
電話対応		
7月22日（水）	〃	徳山 和美
電話対応		

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
4月17日（金）	中小企業相談センター	石田 俊也
中止		
5月12日（火）	〃	野村 幸広
中止		
6月2日（火）	〃	栗原 真平
中止		
6月23日（火）	〃	岩村 仁志
中止		
7月14日（火）	〃	津村 玲
中止		

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
4月14日（火）	中央区京橋プラザ	遠藤 範子
中止		
6月9日（火）	〃	佐野 典子
中止		

《支部無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
4月8日（水）	支部事務局会議室	川口 真理
中止		
5月13日（水）	〃	余西 吉巳
中止		
6月10日（水）	〃	伊藤 孝
中止		
7月8日（水）	〃	古賀 裕明
中止		

《支部相続税無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
4月9日(木)	支部事務局会議室	板垣 勝義
中止		
5月14日(木)	〃	赤坂 光則
中止		
6月11日(木)	〃	二瓶 正之
中止		
7月9日(木)	〃	追中 徳久
中止		

(税務支援対策部長 澤城教典)

〔情報システム委員会〕

1 税理士用電子証明書取得のお願い

本年4月1日以降開始事業年度より大企業の電子申告が義務化されます。また、令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額が55万円に引き下げられますが、電子申告又は電子帳簿保存を行うと引き続き65万円の青色申告特別控除を受けることができます。上記のように課税当局

は電子申告の流れを鮮明に打ち出してきておりますことから、会員の皆さまにおかれましても未だ電子証明書を未取得で、電子申告を開始していない場合は、早急に電子証明書の取得をお願い致します。取得方法が分からない場合は事務局までお問合せ下さい。

2 第五世代電子証明書の発行について

少し先の話しになりますが、現在使用している黒色の第四世代電子証明書の使用期限が来年末までであることに伴い、第五世代の電子証明書の発行について準備が進められております。まだ暫定的ではありますが発行方法の簡素化が図られる見込みでして、第四世代では申込書の作成郵送や印鑑証明書・住民票が必要であったりしましたが、第五世代ではすべて電子で申し込みができるようになったり、印鑑証明書等が不要になる等手続きの簡素化を目指しているようです。今後も状況が明らかになり次第ご報告させていただきます。

(情報システム委員長 湯本康弘)

支部会員異動のお知らせ

令和2年4月1日～
令和2年6月30日

〈入会〉

4月23日	モテ キ マサ アキ 茂 木 政 昭	〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-1-14-508号 電話 090-6923-9456
5月21日	ク ドウ ユ カ リ 工 藤 ゆ かり	〒103-0022 中央区日本橋室町3-3-1 MAC ミッドランド税理士法人 東京オフィス 電話 6661-1591
6月25日	フ セ キョウ スケ 布 施 恭 祐	〒103-0027 中央区日本橋1-2-10 東洋ビル 税理士法人たいせつ東京事務所 電話 050-3646-2400
6月25日	マツ イ セイ イチ 松 井 誠 一	〒103-0021 中央区日本橋本石町4-2-2 USビル301 入船駿一税理士事務所 電話 3548-8741

6月25日

サクラ イ ケン スケ
櫻 井 健 介

〒103-0027

中央区日本橋2-1-3
アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
税理士法人高野総合会計事務所
電話 4574-6688

〈転入〉

4月1日	本所支部より シバ タ アキラ 柴 田 亮	〒103-0023 中央区日本橋本町4-6-11 鈴東ビル2階 電話 6281-9509
4月24日	四谷支部より マエ ナカ シュウ イチ 前 中 修 一	〒103-0012 中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775
4月30日	北沢支部より ヤナギ サワ リョウ 柳 澤 令	〒103-0027 中央区日本橋1-2-2

親和ビル5階
電話 080-3528-8074

新宿支部より
6月4日 鳥川拓哉 トリ カワ タク ヤ 〒103-0027
中央区日本橋3-13-5
KDX日本橋313ビル2階
ベンチャーサポート税理士法人
日本橋オフィス
電話 6265-1681

豊島支部より
6月16日 藁谷晶子 ワラ ガイ アキ コ 〒103-0027
中央区日本橋2-2-2
マルヒロ日本橋ビル6階

電話 6225-2870

〈法人入会〉
6月9日 税理士法人ユアーズブレン東京支店
〒103-0026
中央区日本橋兜町11-7
ビーエム兜町ビル5階
電話 6661-6462

〈事務所住所変更〉
母袋美喜恵 モ タイ ミ キ エ 〒103-0015
中央区日本橋箱崎町27-9
藤沢佳文 フジ サワ ヨシ フミ 〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町2-4
柿沢ビル9階

独り言

新型コロナウイルスが猛威を振るっている。全世界で2,000万人を超える感染者が出ており、日本でも5万人を超えた。やはりワクチンが完成しない限り終息は見えてこないのだろうか。

感染者を防止するためには、外出の自粛や休業要請をしなければならないが、長期に渡れば、経済活動は頓挫し倒産や失業などにより生活が成り立たなくなる。だからと言って従来通りの経済活動はもはやできないと思われる。感染防止と経済活動とのバランスを上手にとる方法はないものだろうか。

国や各自治体は給付金の支給などの支援策を打ち出している。我々税理士も給付金受給のお手伝いをする機会もある。ここで気を付けていただきたいのは、「税理士は業務として給付金申請の代理・代行は基本的にはできない。」ということである。「業務としてできるのは行政書士」になる。ただ、困っている事業者をほっとくわけにはいかない。税理士も「無償」なら代理・代行は可能であり、給付金を申請するための資料作りなどは、当然有償で行うことはできる。この辺の詳細は、東京税理士会や日税連のホームページに掲載されているので、ぜひ確認していただきたい。

その給付金の申請支援については、士業が事業者に対して高額な報酬を要求するなどの事

例が発生している。残念なことに税理士の中にもいるようだ。酷い事例だと事業者が「うちの事務所は給付金の申請について給付金の10～20%を頂いております。」と言われたという。法人の持続化給付金の満額は200万円であるため、20%なら40万円になる。何たるボッタくり！！前号のこのコラムで危惧したとおりになってしまった…

これらについて日税連や東京税理士会は何もコメントを出していない。税理士会は何もしていないわけではなく、判明するたびに「注意喚起」はしているようだ。何故か保守的で内向きだ。納税者側に立てば、逆に積極的に不逞の輩はいることを開示して、キチンと対策等を行っていることをホームページなどでコメントすることで、納税者は情報を得て安心することができ、税理士の信頼・信用を守れる気がするが、皆さんはどう思うだろうか。(税理士会がコメントしなくても、ここで掲載しちゃえばバレバレ…(笑))

政府は新型コロナウイルスの支援策を利用して「アベノマスク」「持続化給付金の委託」「Go To キャンペーン」など不透明な金額が動いている。また、どさくさに紛れて「マイナンバーと口座の紐付けの義務化」にも積極的だ。感染者が再び増加傾向にある昨今、どれも明確で納得できる説明は何もないが…

(広報部長 増田 和弘)

電話 6661-2601
 大石友也 〒103-0028
 中央区八重洲1-8-17
 新槇町ビル5階
 電話 090-1462-0083
 永島嘉治 〒103-0013
 中央区日本橋人形町3-6-8 7階
 グリーンオフィス人形町702号
 金子崇行 〒103-0006
 中央区日本橋富沢町4-10
 京成日本橋富沢町ビル3階

〈事務所名変更〉

河近芳昭
 税理士法人ユアーズブレン東京支店
 吉塚倫明 同上
 江本卓也 同上

〈事務所電話番号変更〉

河近芳昭 6661-6462
 吉塚倫明 同上
 江本卓也 同上

〈転出〉

谷口孔隆 神田支部へ
 池田昭彦 足立支部へ
 野末英男 京橋支部へ

嶋田貴文 麹町支部へ
 佐々木政行 雪谷支部へ
 矢野龍大 新宿支部へ
 木野敬司 武蔵野支部へ
 佐藤一義 江東西支部へ
 吉田光一郎 麹町支部へ
 本多恵 同上
 佐藤政雄 同上
 鈴木茂 新宿支部へ

〈退会〉

岩井道江 業務廃止
 高木建郎 東京地方会
 村松勝春 千葉県会
 渡辺新 千葉県会

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

小池勇 昭和14年10月19日生まれ 80歳
 令和2年4月15日死亡
 宮田育三 昭和9年12月19日生まれ 85歳
 令和2年5月22日死亡
 菅宰次 昭和16年2月5日生まれ 79歳
 令和2年5月17日死亡

表紙の写真について

表紙の写真は、栃木県那須塩原市にある「ハンターマウンテン塩原」の「ゆりパーク」の写真です。日本最大級400万輪のゆりの畑を7月~8月末まで楽しむことができます。

ハンターマウンテン塩原と言えば、東京から日帰りできるスキー場としてバブル絶頂期の1988年にオープンして若者から絶大な人気がありました。

近年は、冬はスキー場として、夏はゆりパーク、秋は紅葉を楽しむことができます。夏のゆりパーク開催期間は、期間限定で日塩有料道路が無料になります。400万輪のゆりの花に囲まれて、お花畑にいる王子様や王女様気分を味わうことができるかも？かもしれません。また、ゆりの花や球根の販売も行っていますので、一度訪れる価値は十分あると思います。

(広報部長 増田 和弘)

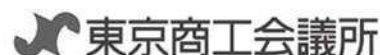
編集後記

令和2年の話題？は、何と言っても新型コロナウイルス禍ですが、そのような時期に執筆いただきました皆様ありがとうございました。

支部総会、東京都知事選、国税関係の人事異動等と慌しく日々を過ごしておりますが、他支部の先生が5月にコロナに感染し、税理士としての職務にも計りしれないほどの影響があり、とても他人ごとではありませんでした。

皆様も是非、免疫力を高め、感染防止に努めていただきたいと切に思います。(H・M)

☆新型コロナウイルスの影響で原稿依頼や校正会議ができない状況のため、今号はやむを得ず、研究論文と随筆はお休みさせていただきます。



[小規模事業者向け]

マル経融資の拡充について ～新型コロナウイルス対策マル経のご案内～

マル経融資は、国の制度融資です。商工会議所の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

＜新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置＞

特例措置①

●一般のマル経融資(2,000万円)とは、別枠で融資限度額1,000万円

[返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内]

※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

●当初3年間 融資利率0.31%（固定金利）

[マル経融資利率1.21%より▲0.9%引き下げ]

※2020年6月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。

【融資対象】

・従業員20名以下(※)の法人・個人事業主の方

※商業・サービス業は5名以下(宿泊業・娯楽業は20人以下)

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した方

・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方

・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している方

⇒上記の要件に加えて、売上高が急減した事業者については、

特別利子補給制度の対象となり、当初3年間 実質無利子となります。

※具体的な手続きについては詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定です。

※その他の要件や必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがございます。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。

＜お問い合わせ先＞

東京商工会議所中央支部 電話：3538－1811

—ご相談は予約制とさせて頂いておりますので、事前にお電話にてお問合せください—

そうだ、「日税」に聞こう！

事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の
問題解決に当たります！

不動産の相談

売買・相続対策・
有効活用等

保険の有効活用

事業保障・
役員退職金準備等

様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、
関与先の集金、支部会費等

最新知識の習得 職員教育

各種研修

関与先のお困りごと

事務所の運営

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは 1972 年の創業以来、各種商品やサービスを
ワンストップで提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。
これまで、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

株式会社 日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

株式会社 日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

株式会社 共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

株式会社 日税サービス
TEL.0120-312-112

株式会社 日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600



病気やケガで仕事ができない、収入がない…そんな万一のために

VIP大型総合保障制度

関与先の皆さまもご加入いただけます

就業不能サポート（団体所得補償保険）



特長

病気やケガで入院もしくは医師の指示にもとづく自宅療養により就業不能になった場合、収入が減少するしないにかかわらず保険金をお支払いします。

保険料は**団体割引30%**適用

無事故の場合は**保険料の20%**を返れい

※中途脱退の場合、返れい金はありません。

対象期間は「**1年**」もしくは安心の「**2年**」タイプ

医師による**診査は不要**（健康告知のみ）

※告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

生涯収入プロテクション（団体長期障害所得補償保険）



特長

病気やケガで働けなくなったとき、収入を維持していくための保険です。
しかも、1～2年の短期補償ではなく最長70歳まで保険金をお支払いする長期補償です。

保険料は**団体割引30%**適用

最大**70歳**までの**長期補償**が可能

地震、噴火またはこれらによる津波によって
被った**身体障害**による**就業障害**も補償

病気、ケガによる入院・医師の指示による
自宅療養・一部復職時も補償

医師による**診査は不要**（健康告知のみ）

※告知の内容によりご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入
いただく場合があります。

新・団体医療保険

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険）

特長

病気やケガによる「入院」「手術」を補償します。
またニーズにあわせて「通院補償」や「先進医療」等のオプションも選択いただけます。
必要な備えを自由に選択でき、無駄のない補償をご準備いただけます。



保険料は**団体割引30%**適用

日帰り入院から

長期入院・繰り返し入院までしっかり対応

地震、噴火または

これらによる津波によって被った**ケガ**も補償

医師による**診査は不要**（健康告知のみ）

基本補償（入院・手術）に「**通院補償**」の追加や、
4種類の**オプション**をご選択いただけます。

「**先進医療等費用補償**」「**三大疾病診断補償**」
「**がん補償上乘せバック**」

日常生活の法的トラブル（被害事故等）に備えて、
弁護士費用を補償する特約をセットできます。

※告知の内容によりご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入
いただく場合があります。

全国税理士共栄会
東京地区事務受託組合

東京税理士協同組合

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

詳しい内容についてのお問い合わせ先（取扱代理店）

株式会社 **日税サービス** TEL.03-5323-2111 FAX.03-5323-2123

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階

※この広告は概要のご案内です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
SJNK17-14608(2018/02/06)



支部定期総会より



坂下支部長



井上副支部長



青木副支部長



竹田副支部長



高橋副支部長



議長の若狭相談役



支部定期総会の様子

アウトドア部練習風景



テニス部練習風景